

みなとみらい線施設における撮影について

利用者は、撮影に関し、次の各号に定める事項を厳守するものとします。万一、利用者がこれらに違反した場合は、当社等は撮影を中止し、撮影許可を取り消すことができるものとし、利用者はこれに一切異議を唱えること及び当社等に損害賠償を請求することができません。

- (1) 撮影場所における当社等の業務、撮影対象施設の運営に支障しないこと。
- (2) 旅客、顧客及び公衆の安全確保に万全を期すこと。
- (3) スタッフは一般旅客と区別ができるように腕章等を着用すること。
- (4) 撮影開始前に撮影場所、位置、安全確保について立会者と打合せを行い、承認を得ること。
- (5) 事前の打合せの内容に従い、撮影を行うこと。
- (6) 施設内（特にエレベータやエスカレータ利用の際）ではお客様を優先し、通行の妨げとならないよう、十分注意すること。
- (7) 機材の運搬等では一般旅客及び施設の保護に十分注意すること。
- (8) 大型機材を扱う場合は監督者を配置すること。
- (9) 台車等の動く機材から離れる場合は固定すること。
- (10) 機材の搬入・搬出時は施設を保護する措置を行うこと。
- (11) 走行中の列車に照明を向けたり、ホーム上で赤や黄の電灯（警戒色）を点灯させないこと。
- (12) 施設内の電源等は原則として使用禁止とする。また、火気厳禁とする。
- (13) 線路、軌道、乗務員室等、立会人の許可を得ていない場所には立ち入らないこと。
- (14) 撮影機器の電源は原則としてバッテリーを使用すること。
- (15) 撮影機材は必要最小限に抑え、整理整頓し、旅客、公衆の動線確保に努めること。
- (16) 車両、施設内では節度ある行動をとり、旅客、公衆に迷惑となる撮影は行わないこと。
- (17) 撮影を終了した時点で、施設・場所の原状回復及び清掃を行うこと。
- (18) 一般旅客に協力を呼びかけるときは、看板等に明示し、言葉遣いや表現においても十分配慮すること。
- (19) 旅客のプライバシーや肖像権に関する問題は使用者側の責任において適切に措置すること。
- (20) 控え室及び駐車場は、利用者において準備すること。
- (21) 使用に関連して、当社及び旅客に損害が生じた場合は、当社の指示に従い一切の補償弁償を行うこと。
- (22) 事故その他の事由により列車のダイヤが乱れたとき、沿線行事による駅構内・列車の混雑が激しいとき、天災その他やむを得ない事情により、撮影の実施、継続が難しいと当サービスの担当者又は立会人が判断し、撮影の中止又は延期を指示した場合、利用者はその指示に従うこと。
- (23) その他撮影時は立会人の指示に従うこと。
- (24) 撮影時間の変更等、利用申込書又は撮影許可証の内容に変更が生じた場合や撮影を中止する場合は、直ちに担当者又は立会人に連絡すること。
- (25) 理由の如何を問わず、申請者が撮影当日にキャンセル（撮影当日の日程変更を含む。）した場合は、当社に対し支払予定であった基本使用料の50%を、キャンセル料として支払うこと。

以上